

中労委、平4不再36・37、平8.5.22

命 令 書

平成4年（不再）第36号事件
再 審 査 申 立 人
平成4年（不再）第37号事件 日本放送協会
再 審 査 被 申 立 人

平成4年（不再）第37号事件
再 審 査 申 立 人
平成4年（不再）第36号事件 全日本放送受信料労働組合
再 審 査 被 申 立 人

主 文

本件各再審査申立てを棄却する。ただし、本件初審命令主文第4項の記中「X1」を「X2」に改める。

理 由

当委員会の認定した事実及び判断は、本件初審命令理由第1認定した事実及び第2判断と同一であるので、これを引用する。

以上のとおり、本件各再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する

平成8年5月22日

中央労働委員会
会長 萩澤 清彦 ㊟